# DRUG INFORMATION 2017 No.45

薬剤部　平成２９年１２月１４日発行

## エルカルチン FF 内用液 10%の製剤変更について

カルニチン欠乏症治療薬である、「エルカルチン FF 内用液 10%」について、これまで院内では緊急購入薬品として、「エルカルチン FF 内用液 10% 10mL」を採用しておりました。

この度、薬事委員会において院内採用として「エルカルチン FF 内用液 10% 100mL」を採用することとなりましたので、お知らせいたします。

| 10mL 製剤 | 100mL 製剤 |
|---|---|
| | |

なお、今回は包装単位の変更であり、これまでの処方オーダは mL 単位でのオーダであったため、**既存の処方を使用することができます**（Do オーダができます）。

またこの変更に伴いまして、院外処方において「エルカルチン FF 内用液 10% 分包 5mL」および、「エルカルチン FF 内用液 10% 分包 10mL」の**分包品**を採用いたします。ご活用下さい。

不明な点につきましては、薬剤部・医薬品情報管理室（内線 7083）までご連絡下さい。

（文責：櫻井）